

# 人権さんだ

5 月号

令和5年(2023)

No.530

部落差別をなくす  
～ネット上の差別～

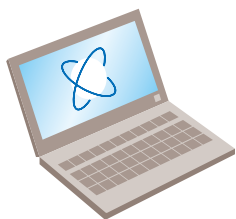
《問い合わせ》  
共生社会部福祉共生室人権共生推進課  
TEL : 559-5148 FAX : 563-7776  
E-mail : jinken\_u@city.sanda.lg.jp



見逃せない  
ネット上の部落差別

私たちはインターネットの活用によりさまざまな情報を得ることができ、スマホなどの情報端末はとも身近な存在になっています。一方で、誹謗中傷など悪意のある書き込みによる人権侵害は、近年大変大きな問題になっていきます。

市では、平成30(2018)年6月から「インターネット差別書込みモニタリング事業」を実施しています。これは、インターネットにおける掲示板などへの悪質な差別書込みをモニタリング(監視)することにより、人権啓発とネット上の差別の早期発見及び拡散防止などを図ることを目的としています。今号では、インターネットから見える部落差別について考えます。



# モニタリング

## 事業とは

インターネット差別書き込みモニタリング事業では、ネット上の差別的解消を目的に、インターネット上の掲示板などに悪意のある書き込みや問題のあるサイトがないかを点検しています。問題がある場合には早急に削除要請を行っています。

具体的には、1週間に2回、1〜2時間程度のモニタリング（監視）作業を実施しています。監視しているサイトは主に掲示板サイトや質問に答える形の交流サイト、動画サイトなどで、部落差別に関わる問題について追跡しています。



令和4（2022）年9月から11月にかけて、モニタリング作業の中で「三田市部落地名」とか「三

田市の部落ってどこ」などと表示したスレッド（掲示板の内容を表す場所）を発見しました。すぐにサイト管理者と法務局に削除要請をしましたが、個人を特定したものでないため現状では削除されていません。モニタリング担当者は、スレッドのタイトルそのものに怒りを感じ、許しがたい行為だと考えています。現在も監視作業を続けていますが、スレッドへの新たな書き込みはほとんどない状態で推移しています。

同年10月に、あるブログの中で「部落地名総鑑」（※1）というデータがアップされていました。「部落地名総鑑」の問題は、出版自体が重大な人権侵害であり、多くの人たちの取組により現在は出版・販売はされていません。また「全国部落調査復刻版」（※2）がインターネット上で公開されたことがあります。裁判所は差別を拡散する悪質な行為であると認定し、サイト管理者に公開データの削除を求めました。しかし今回は、それとは別のサイトで類似の内容が公開されていました。市ではすぐに兵庫県内の他市とも連絡を取りながら削除要請を行った結果、同年11月に、この資料は削除されました。

### ※1 部落地名総鑑

昭和50（1975）年に身元調査を目的とする「部落地名総鑑」という書籍が、企業へのダイレクトメールを使って販売されました。一部の企業が購入しましたが、抗議する声が上がりが出版は停止されました。この事件の反省を契機に企業での部落差別や人権問題の啓発・研修が広く行なわれるようになりました。

### ※2 全国部落調査復刻版

昭和10（1935）年に、当時の政府の外郭団体が行なった全国の被差別部落の調査をまとめたものが「全国部落調査」であり、部落差別の実態を把握し、同和対策を推進するための資料として作成されました。

この資料を基に平成28（2016）年、「全国部落調査復刻版」としてインターネット上で公開されましたが、現在は削除されています。

## 動画サイトでも

動画サイトでは、数年前まで「部落探訪」と称する動画が多数見られました。「部落の中を歩いてみた」などのタイトルで動画を配信

し、特定の土地、建物を撮影しネット上で公開したものです。令和4（2022）年12月頃にこれらの動画は削除されましたが、こういった動画は、決して許すことができないうものであり、引き続きモニタリングを実施しています。

また県内の市でも、令和2（2020）年に「〇〇事件の□□地区を行く」と題して撮影した動画がアップされましたが、市民らが動画の削除を求めて仮処分の手続きを行いました。この動画はサイト管理者が差別動画であることを認め、削除されました。

## 情報モラルを意識し、差別を許さない

インターネットでは、心温まる情報や調べごとに役立つ情報もたくさんありますが、一方でこのような差別を拡散している場合もあるのです。差別の解消を目的に実施された実態調査の内容を、当事者の気持ちを無視して一方的にインターネット上に公開する行為は明白なアウトテイング（※3）です。インターネット社会の中で、差

別の書き込みをネット上にさらされた本人の気持ちはどうなるのでしょうか？かつての差別ビラや落書き、嫌がらせ電話などの差別事象とは姿かたちは変化しましたが、今も社会に残る心理的な差別について、私たちは向き合わなければなりません。

### ※3 アウティング

本人の了解を得ることなく、本人が公表していない個人情報（出自、性的指向や性自認など）を第三者に暴露する行為をアウティングと表現しています。

### アウティング



## 私たちに出来ること

このような差別を助長する書き込みや、いじめ・暴力に関するサイトを見つけた時、私たちはどのように行動すればよいのでしょうか？

### インターネットによる人権侵害についての相談窓口

#### 公益財団法人「兵庫県人権啓発協会」

メールによる相談はホームページから。

右記二次元コードを読み取ってご覧ください

電話相談 078-891-7877



(月～金曜(土日祝を除く)の9:00から17:00まで)

弁護士による無料電話相談(要予約)

【実施曜日・時間】 毎週木曜日15時～17時

一つには、サイト管理者に対して、インターネット上での「削除要請」の手続きをする方法があります。悪質な内容で明らかに人権侵害と考えられるときは、市・法務局・警察などの公的機関に相談しましょう。また、兵庫県人権啓発協会では様々な問題にメールや電話で相談することが出来ます。私たちができる範囲で行動することで、一歩ずつでも差別を許さない社会を作っていくことが出来るのです。

### 市民啓発講座のご案内

【日時】 5月20日(土) 15時～16時30分

【場所】 まちづくり協働センター  
多目的ホール(6階)

【講演】 インターネットと人権問題  
～尼崎市インターネット  
モニタリング事業から～



【講演者】 三澤雅俊さん  
(公益社団法人尼崎人権啓発協会)

(問い合わせ先) 三田市人権共生推進課  
TEL:559-5148 FAX:563-7776  
E-mail: jinken\_u@city.sanda.lg.jp

### 編集後記

私たちの日常生活にインターネットは欠かせないものになっています。学校教育や社会教育の分野でも、膨大な情報の中で、それらが適切かどうか、また自分が発信する場合に人権侵害につながるような内容になっていないかを判断できる力が求められています。

※ 利便性が追求される社会の中でも、人を傷つけることがあってはならない、差別は許されなという視点を持って、人と人との気持ちよくつながれる社会であってほしいものです。

### 令和4年度 人権標語・ポスター受賞作品



武庫小学校 6年(前年度)  
山口 結愛さん

● 刻まれた  
● ネットの傷は  
● 心の傷  
八景中学校 PTA  
上辻 恵梨子さん

### くらしの人権相談

TEL 559-5062 FAX 559-5063  
月曜～金曜 9時～17時(※祝日・年末年始を除く)

専門相談員による性的マイノリティ特設電話相談(予約)

TEL 559-5062 FAX 559-5063  
月曜～金曜 9時～17時(※祝日・年末年始を除く)  
※専門相談員との相談日は予約後に調整

人権擁護委員による定例人権相談(予約)

TEL 559-5148 FAX 563-7776  
《次回相談日》5月25日(木)13時～16時

『SNS』ってどんなもの？」



けやし台中学校1年(前年度)  
いひだ ゆまき  
稲田 祐葵 さん

人権コラム  
部落差別をなくそう

市では、令和2(2020)年6月に無作為に抽出した18歳以上の市民3000人に、「人権と共生社会に関する意識調査」を実施しました。調査の結果から「部落差別」に関する部分について考えてみます。

下図3の「差別を受けてきた地域の人びとには、なんら差別される理由はない」について、「そう思う」と答えた人と、「どちらかと言えばそう思う」を含めると85・7%です。8割以上の人が、部落差別が根拠のない差別であることを知っています。

一方で、2の「引っ越しをする場合、差別を受けてきた地域かどうか気になる」と答えた人が36・

9%あります。差別はいけないとわかっていますが、差別を受けてきた地域かどうか気になるのはなぜでしょうか？

「知らない」ことや「無関心」から差別は生まれます。1の質問で、「そっとしておけば部落差別はなくなる」という考え方について、「どちらかと言えばそう思う」を含めれば38%の人が「そう思う」と答えています。そっとしておくのは、何もしないということと同じです。これは、「寝た子を起こすな」という考え方と同じで、差別を温存し続けることにつながるのです。

また、5の「今後も部落差別はなくならないと思う」という考え方については、43・7%の人が「そう思う」、または「どちらかと言えばそう思う」と答えています。なぜ、そう考えるのでしょうか？

「なくならないと思う」と他人事として捉えるのではなく、一人一人が自分事として考え、「差別をなくそう」と行動できる社会にしたいものです。

あなたやあなたの周りの人はどう感じますか？近くのひと話し合ってみましょう。

部落差別に関する考え方

	合計	そう思う	どちらかと言えそう	どちらかと思わない	そうは思わない	無回答
1.そっとしておけば部落差別はなくなる	1420	11.3%	26.7%	26.8%	33.2%	2.0%
2.引っ越しをする場合、差別を受けてきた地域かどうか気になる	1420	8.4%	28.5%	25.1%	36.3%	1.8%
3.差別を受けてきた地域の人びとには、なんら差別される理由はない	1420	55.6%	30.1%	7.3%	4.6%	2.3%
4.部落差別について学習するから差別はなくなる	1420	9.9%	21.9%	34.1%	31.7%	2.5%
5.今後も部落差別はなくならないと思う	1420	10.4%	33.3%	31.8%	22.2%	2.3%
6.部落差別をなくすために啓発活動に力を入れるべきだ	1420	13.4%	40.5%	30.7%	12.5%	2.9%
7.部落差別などの同和問題を知らない	1420	8.2%	16.8%	21.9%	50.4%	2.7%

※ 三田市人権と共生社会に関する意識調査(令和2(2020)年6月1日～30日)による